

津市水道事業の共同住宅等に対する各戸検針及び各戸徴収等に関する取扱要綱

平成 18 年 1 月 1 日

改正 平成 27 年 3 月 31 日

令和 2 年 3 月 31 日

令和 7 年 3 月 31 日

令和 7 年 9 月 3 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、津市水道事業給水条例（平成 18 年津市条例第 222 号。以下「条例」という。）第 25 条第 2 項の規定に基づく共同住宅等における導水装置に係る水道料金（以下「料金」という。）について、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が各戸に設置された水道メーターの検針（以下「各戸検針」という。）を行い、これに係る料金を各戸の入居者から徴収（以下「各戸徴収」という。）する場合の要件及び手続その他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共同住宅等 導水装置が設置された住宅専用の 3 階以上の建物（非住宅部分を含む建物にあっては、住宅専用部分に限る。）をいう。
- (2) 導水装置 貯水槽以下の給水管、止水栓及び水道メーター等の装置をいう。
- (3) 各戸メーター 各戸の使用水量を計測するために設置された水道メーター（国、地方公共団体又は法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 2 条第 5 号に規定する公共法人（以下「官公庁等」という。）の設置する各戸メーターにあっては、遠隔指示式のものに限る。）をいう。
- (4) 検定有効期間 計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 72 条第 2 項の規定に基づく検定証印の有効期間をいう。
- (5) 所有者 共同住宅等の所有者をいう。
- (6) 元メーター 管理者が受水槽の手前に設置した共同住宅等の使用総水量

を計測する水道メーターをいう。

(適用範囲)

第3条 この要綱は、次に掲げる要件を備えた共同住宅等に適用する。

- (1) 導水装置の各戸メーターが、管理者が別に定める共同住宅等の各戸検針及び各戸徴収に関する水道メーター等設置・管理基準（以下「設置基準」という。）に適合しているものであること。
- (2) 各戸メーターが検定有効期間内のものであること。

(申請の手続等)

第4条 前条各号の要件に適合する共同住宅等の所有者（以下「申請者」という。）は、各戸検針及び各戸徴収の取扱いを受けようとするときは、共同住宅等の各戸検針及び各戸徴収の取扱申請書に次に掲げる書類を添えて、管理者に申請しなければならない。

- (1) 代表者選定届
- (2) 各戸メーターの試験検査証明書
- (3) 配管系統図（平面図及び立体図）
- (4) その他必要な書類

2 申請は、一給水装置を単位として行うものとする。

(立入検査等)

第5条 管理者は、前条の規定による申請があった場合は、導水装置及び附属設備の立入検査を行い、設置基準に適合しているか審査を行う。

2 管理者は、前項の審査の結果を、別に定める通知書により申請者に通知するものとする。

(契約)

第6条 前条第2項の規定に基づき、設置基準に適合する旨の通知を受けた申請者は、管理者と共同住宅等の各戸検針及び各戸徴収に関する取扱契約（以下「契約」という。）を締結するものとする。

2 契約を締結するまでは、各戸検針及び各戸徴収の取扱いは、行わないものとする。

3 所有者に変更があった場合は、管理者に届けるとともに、新たに契約を締結するものとする。

4 所有者は、契約を締結したときは、速やかに全ての入居者に当該契約の内容について周知しなければならない。当該契約を変更したとき又は解除したときも、同様とする。

(代表者)

第7条 所有者は、水道の使用に関する事項の処理をさせるために代表者を選定し、管理者に届け出なければならない。

2 代表者に変更があったときは、管理者に代表者変更届をもって届けるものとする。

(各戸メーターの譲渡)

第8条 共同住宅等の所有者は、所有者が設置した各戸メーター（譲渡の申し込みをした日の属する月の翌月から検定満了月まで3か月以上の期間を有し、正常に作動するものに限る。）を管理者に無償で譲渡することができる。

2 所有者が前項の規定による無償譲渡を希望するときは、管理者に各戸メーター無償譲渡申請書を提出しなければならない。

3 第5条の規定は、前項の申請書の提出があった場合の審査等について準用する。

(導水装置の維持管理等)

第9条 導水装置及びその附属設備の水質管理、維持管理及び検定期間満了に係る各戸メーターの取替えは、所有者が責任を持って行わなければならない。

(各戸検針)

第10条 検針は、管理者が指定する定例日に各戸メーター又は集中検針盤により行い、「ご使用水量のお知らせ」により各戸の入居者に通知するものとする。

2 各戸メーターの異常又は検針不能の場合は、条例第27条の規定により使用水量を認定する。

(各戸徴収)

第11条 管理者は、前条の規定により各戸検針した使用水量に基づいて、条例第23条第1項の規定により算出した料金を各戸の入居者に請求するものとする。

(差水量)

第12条 管理者は、元メーターにより検針した使用水量が各戸メーターの使用水量の総和より超過した場合は、これらの使用水量の差異水量が元メーターにより検針した使用水量の4パーセントを超えるときは、その超過した水量から元メーターにより検針した使用水量の4パーセントを除いた水量に相当する料金を所有者に請求することができる。

(未納料金の措置)

第 13 条 管理者は、入居者が料金を滞納した場合は、条例第 39 条及び津市水道事業給水停止事務取扱要綱（平成 18 年 1 月 1 日施行）の規定により給水を停止することができる。

(契約の解除)

第 14 条 管理者は、所有者が契約に違反し、契約に定める義務を履行する見込みがないときは、契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、所有者に損害が生じることがあっても、管理者は、その責めを負わない。

3 契約者は、契約を解除しようとするときは、共同住宅等各戸検針・各戸徴収契約解除申請書を管理者へ届け出なければならない。

4 契約者は、第 1 項又は第 3 項の規定により契約を解除したときは、各戸メーター等の取り外し等に必要な費用を負担しなければならない。

(委任)

第 15 条 この要綱に定めのない事項は、条例、津市水道事業給水条例施行規程（平成 18 年津市水道事業管理規程第 13 号）その他管理者の関係規定の定めによるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に合併前の（津市）集合住宅の各戸検針、各戸徴収に関する取扱基準（昭和 63 年 4 月 1 日制定）又は久居市水道事業の集合住宅に対する各戸検針及び各戸徴収等に関する取扱要綱（昭和 61 年久居市水道事業管理要綱第 1 号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日）

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日）

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 31 日）

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 9 月 3 日）

この要綱は、令和 7 年 9 月 3 日から施行する。